

くらしの情報 VOL20

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

エシカル消費が社会を変える！

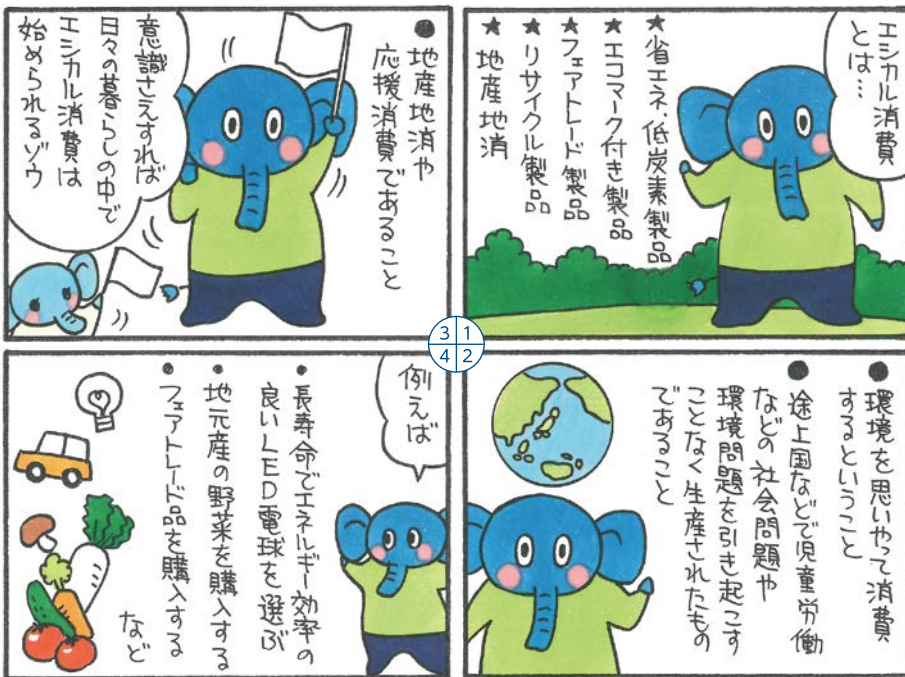
～未来へ向けてわたしたちができること～

エシカルとは・・・

英語で「倫理的な」「道徳的な」という意味です。みんなが正しい、公平だと思っていること、または本来人間が持つ良心から発生した社会的規範を意味します。

エシカル消費とは・・・

「人や社会、環境に配慮した消費行動」。美しい地球を未来に残すためにも、見えないモノや他者へ思いをはせ、一人ひとりが自らの影響を考えながら分かち合う心を持つこと。そんな心を持って『人と社会、地球環境、地域のことを考慮して作られたモノ』を購入・消費すること。



あなたの「エシカル消費」度をチェック♪

- 買い物にエコバッグを使う
- 冷蔵庫の中を確認してから買い物に行く
- マイボトルを持ち歩く
- 必要のない電気は消す
- 洗剤などは詰め替え用がある物を選び容器を繰り返し使う
- 地産地消、旬の物を選ぶ
- エコマーク付きなど環境に配慮したものを選ぶ
- 被災地の商品を選ぶ

それも
エシカル消費♪

困ったときは すぐに相談！



島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

消費者ホットライン

島根県消費者センター

島根県消費者センター
石見地区相談室

警察相談専用電話

局番なしの **188** (泣き寝入りは **イヤヤ!**)
※お近くの消費生活センター等につながります。

0852-32-5916

受付時間/日曜～金曜 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
※日曜は電話相談のみで12:00～13:00は休み

0856-23-3657

受付時間/月曜～金曜 8:30～12:00、13:00～17:00
(祝日・年末年始を除く) 12:00～13:00は松江につながります。

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間/月曜～金曜 8:30～17:15
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)



エシカル消費で応援できること

人への配慮

福祉作業所などの製品を選ぶ
→障がいのある人の支援

社会への配慮

フェアトレード※商品や寄付付き商品などを選ぶ
→発展途上国の生産者・労働者の生活改善と自立支援

※「フェアトレード」発展途上国で作られた商品や作物を適正な価格で継続的に購入することで、生産者の持続的な生活を支える仕組み

環境への配慮

エコバッグを使うリサイクル商品やエコマーク付き商品を選ぶ
→環境保護

みんなの行動で未来を変えよう!



生物多様性への配慮

認証ラベルのある商品を選ぶ
→動植物の生態系保護

地域への配慮

地産地消、地元商店街で購入、被災地の産品を購入、伝統工芸を大切にする
→地域の活性化、負荷の削減

地球の危機を救うマークを選ぶとどんなよいことがあるのでしょうか?

FSC® 認証	MSC 認証	国際フェアトレード認証	エコマーク	RSPO 認証
森林の環境保全に配慮し、経済的にも持続可能な形で作られた林産物につけられる。 →森の豊かさを将来に残すことができる。	持続可能で、環境や資源に配慮した漁業で獲られた天然の水産物や水産加工品につけられる。 →海の資源を守り、水産物を食べ続けることができる。	生産者への適正な価格の支払い、労働環境保護、農業使用規制などの基準を満たした製品につけられる。 →公正な貿易により貧困のない世界を作ることができる。	生産から廃棄にわたる全体を通して、環境への負荷が少ないと認められた製品につけられる。 →地球温暖化などから地球を守る事ができる。	熱帯林の環境や人の暮らしに配慮し、適切な農園管理で作られたパーム油につけられる。 →熱帯林や生物多様性を保護し、生産者の暮らしを守ることができる。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



エス・ディー・ジーズ

SDGs (持続可能な開発目標)

SDGsとは・・・

2030年までに貧困や不平等・格差・気候変動などの様々な問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標です。
2015年国連サミットで採択されました。

簡単に儲かる!?

新しい環境に変わる季節

必ず儲かる?

契約等は慎重に行いましょう!

春は進学や就職等で新生活が始まる時期です。新しい環境の中、生活に関わる様々な契約をする機会が増えます。

特に、社会的経験が十分でない若者がトラブルに遭いやすい時期でもあります。契約等は慎重に行い、トラブルにあったときや、怪しいなど感じたときには、すぐに近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



代表的な事例

① マルチ商法

正式名称は「連鎖販売取引」→ネットワークビジネスと呼ばれることもあります。

友人や知人などから誘われ、「儲かる」等と言われ販売組織に加入し、自らも知り合いを勧誘し、紹介料を稼ぐよう勧められるものです。商品は、健康食品や化粧品、浄水器など多種に及びます。



センターからの
アドバイス

マルチ商法の場合は、契約書面を受け取ってから20日以内であればクーリング・オフができます。諦めずにご相談ください。

② 副業サイトに関するトラブル

「1日数分の作業で月に数百万円稼ぐ」「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金儲けのノウハウと称して、インターネット等で取引される情報に関するトラブル。

「高額な契約をすれば副業や投資等で儲けるためのノウハウを教える」などと勧誘され代金を支払ったのに、実際は説明と異なり儲からないといった苦情が多く寄せられています。

また、最近はSNSに掲載されていた広告から副業サイトに誘導されるケースも増えています。

「スタンプを送るだけで日給〇万円!」「このツイートをリツイートした人の中から抽選で〇名に現金プレゼント!」などと甘い言葉で誘い、現金を振り込ませようとする手口も報告されています。

センターからの
アドバイス

こうした勧誘は事前に中身を確認することができずトラブルになりがちです。怪しいと思ったら、話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。

不安に思ったり、トラブルになった場合等は消費生活センター等にご相談ください!

高齢者サロン、職場研修、地域防犯活動、自治会、学校行事などで消費者問題出前講座を活用してみませんか?

テーマの一例

- ・最近の消費者トラブル事例 (架空請求や製品事故など)
- ・クーリング・オフの方法
- ・通信販売での注意点
- ・エシカル消費 など



- ・講師の旅費や謝金は不要。(寸劇等で複数名をご希望の場合は旅費の負担をお願いします)
- ・県内在住のおおむね10名以上のグループ等でお申し込みください。

平成30年度実績
172回
(9,279人)

令和元年12月20日、県内初となる県域の消費者ネットワーク「消費者ネットしまね」が設立されました。

当日の設立記念式典には、来賓として丸山知事や消費者庁の伊藤明子長官などが出席され、記念講演や会場参加者とのトークセッションなど、盛大に開催されました。



伊藤長官によるご挨拶



トークセッション



消費生活に関する情報提供

メールによる相談受付

パソコンやスマートフォンから簡単にご相談いただけます。詳しくは、県消費者センターホームページをご覧ください。

検索またはQRコードをご利用ください。

島根県消費者センター

検索



▶注意事項

- ・受け付けた相談に対するメール回答は、1回限りです。
- ・メール相談は、24時間受け付けていますが、相談メールの確認は月曜日から金曜日の8時30分から17時に行います。
- ・相談メールの確認後、概ね1日から2日程度(土日、祝日、年末年始を除く)でメールにて回答します。
- ※その他注意事項は県消費者センターホームページをご覧ください。

情報発信

消費生活に関する最新情報はこちらで発信しています。



ホームページ



Facebook



Twitter

市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市消費生活センター	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0113
江津市総務課	0855-52-7927	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町地域振興課	08512-2-8570
飯南町住民課	0854-76-2213		

外国人向け相談窓口を開設しています

しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター(しまね国際センター内)

相談専用ダイヤル 070-3774-9329 (通話料はご負担ください)

詳しくはこちら



6言語でご確認いただけます
(日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語)

この広報の内容に関するお問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室
TEL 0852-22-5103



発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3
本紙記事の無断転載はご遠慮ください。事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。

島根県 消費とくらしの安全室